

# ねたきり防止等住宅整備費補助金 交付制度のご案内

平成 30 年 4 月 1 日改定

## 1 趣旨

高齢者となって身体機能が低下しても在宅で生活できるよう、高齢者向けの住宅に改善する工事に対して補助金を交付します。(貸付とは違い、返していただく必要はありません)

## 2 対象になる方

(1) 富山市に在住する 65 歳以上の高齢者

(2) 富山市に在住する 65 歳以上の高齢者と同居する親族

どちらの場合でも、市町村民税非課税世帯\* (同居家族全員が市町村民税を課税されていないこと) である必要があります。

また、過去にこの制度および「富山市在宅重度身体障害者住宅改善費補助金交付制度」(障害福祉課担当) により補助を受けた世帯の方は、再度利用することはできません。

## 3 対象となる工事

次のすべてに該当する工事が対象となります。

① 現に居住する住宅の工事であること。

② 改善工事であること。

③ 申請時に着工していないこと。(既に完成した工事も含みません)

④ 高齢者の身体状況に合わせた改善工事であること。

※申請される工事が「対象となる工事」であるか事前に確認しますので、必ず申請前にご相談ください。

4 高齢者の身体状況に合わせた改善工事の具体例

- ① 和式便器を洋式便器にとりかえる  
(既存の洋式便器を水洗用の洋式便器に取替える工事は対象外です)
- ② 手すりを設置する  
(玄関ポーチから道路までの通路への手すり設置も含まれます)
- ③ 廊下と居室(便所)や脱衣室と浴室などの段差を解消する  
(敷居を撤去する・スロープを設置する・床をかさ上げする・玄関の上がり框に固定式の式台を設置する・浅型の浴槽に取替える・バリアフリータイプのユニットバスにするなども対象です)
- ④ 車イスを使用できるように居室を改造する  
(開口幅を広げるために建具を取替えるなど)
- ⑤ 引き戸等への扉の取替  
(開き戸を引き戸・折り戸・アコーデオンカーテンに変更するなど)
- ⑥ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更  
(居室の畳をフローリングにする・トイレのタイルをクッションフロアにする・階段の滑り止めとしてゴムやカーペットを取付けるなど)

5 補助金額

1 件の工事に対する補助金額は50万円が限度です。

補助金額は、対象となる工事ごとに見積書の中から必要経費を認定・積算して、補助対象経費を算出し、それに補助率をかけて求めます。

○申請者が介護の認定を受けていない方の場合

補助対象経費の金額	補助率
改善工事に要する対象経費が75万円以下の金額部分	2/3 補助
改善工事に要する対象経費が75万円を超過する金額部分	補助対象外

●申請者(または同居の親族)が介護の認定を受けている方の場合(要支援1~2、要介護1~5の方)

介護保険制度による住宅改修費の給付と本制度は、併せて利用していただきますが、その場合は保険給付に係る対象経費分を控除した額を補助金の対象経費とすることになります。

(介護保険の対象経費上限額は20万円です。)

[例] ○工事費用の見積りが90万円で、補助対象経費を積算すると

75万になった場合

$75 \text{万円} \times 2 / 3 = 50 \text{万円}$

・本制度から50万円を補助します。

- この例で申請者（または同居の親族）が介護の認定を受けており、介護保険から満額の給付を受ける場合  
(75万円－20万円) × 2 / 3 = 366千円
- ・本制度から366千円を補助し、介護保険から16万円もしくは18万円を給付します。
- \*介護保険制度の住宅改修費の給付についての詳細は、市役所3階の介護保険課（電話 443-2193）へお問い合わせください。

**6** 申請に必要な書類

- ① 補助金交付申請書（別添記載例参照）
- ② 市町村民税非課税証明書  
(年の途中で他市町村から転入された方など本市内部で調査ができない方。元の住所地の役場から住民税の非課税証明書を取り寄せてください。)
- ③ 住宅の状況および平面図  
(工事場所の現況がわかる図面と住宅全体の間取りがわかる平面図。両者を併せたもの1枚でもけっこうです。)
- ④ 工事の見積書（業者の方に必ず見てもらってください）
  - 1 部屋名・部位（床・内壁等）・工事名称（既存壁撤去、床CF貼り等）・内容（仕様）・数量・単価等は最低限区分して記載してください。
  - 2 材料費・施工費・諸経費を区分し、材工一式の表示は、材工を区分することが困難な場合を除いて、できる限り避けてください。
  - 3 補助金の対象とならない工事（下水道配管工事等）については、省いていただいてけっこうです。
  - 4 施工業者名・印のあるものを提出してください。コピー不可です。

※見積書は、複数の業者さんから徴収して検討してください。

### 見積書参考書式

部屋名	部位	工事名称	内容（仕様）	数量		単価	金額
便所	撤去	既存壁及び便器・床撤去		1	式		〇〇
	床	CF貼り	合板 t=12mm 下地共	□	m <sup>2</sup>	△△	〇〇
	壁	壁仕上げ	PB12mm、クロス貼り	□	m <sup>2</sup>	△△	〇〇
	天井	天井仕上げ	PB12mm、クロス貼り	□	m <sup>2</sup>	△△	〇〇
	便器	洋式便器（暖房便座付き）	〇〇製 ABC-d 111	1		△△	〇〇
		便器取付工賃		1	式		〇〇
	給排水	配管等		□	m	△△	〇〇
		諸経費		〇	%		〇〇
		合計					〇〇
		消費税		8	%		〇〇
		総合計					〇〇

#### ⑤ 設計図

（平面図のみでけっこうです。ただし、

- ・ トイレを設置する場合は、カタログの商品写真と機能や価格の記載された部分の写しを添付してください。
- ・ ユニットバスを設置する場合は、カタログの商品写真と機能や価格・仕様の記載された部分の写しと、メーカー見積りがある場合はその写しを添付してください。）

#### ⑥ 着工前の写真

（着工前の工事場所の状況がひととおり確認できるもの。日付の入ったものが望ましい。デジタルカメラで撮影し、パソコンから紙に出力したものでけっこうです。

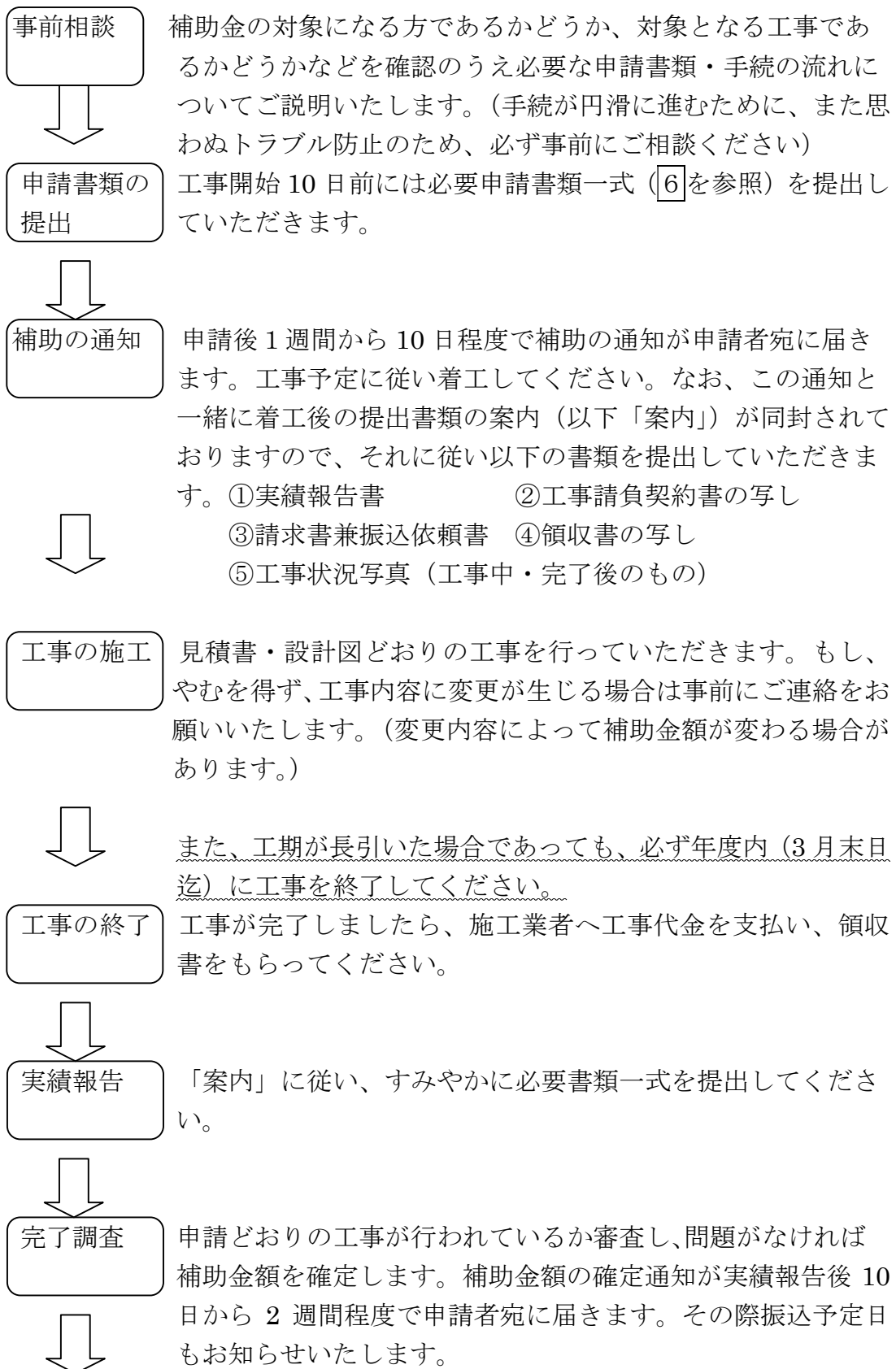
なお、撮影上の留意事項は以下の通りです。

- ・ 手すりの取付工事の場合は、取付予定の壁面を撮影
- ・ 段差解消工事の場合は、障害となっている敷居等の段差に焦点をあてて撮影
- ・ 浴槽の取替工事の場合は、浴槽のまたぎの高さと深さを撮影（等）

#### ⑦ 住宅所有者の承諾書（参考様式があります。必要な場合はお申し出ください。）

（借家（公営住宅を含む）の場合必要です）

7 申請者（または同居の親族）が介護認定者でない場合の補助金支払いまでの流れ



補助金の  
交付

実績報告後2～3週間で申請者の指定口座に補助金が振り込まれます。

- 8 申請者（または同居の親族）が介護認定者の場合の補助金支払いまでの流れ（改修内容に介護保険による住宅改修の対象となる工事を含む場合）

事前相談

補助金の対象になる方であるかどうか、対象となる工事であるかどうかなどを確認のうえ必要な申請書類・手続の流れについてご説明いたします。（手続が円滑に進むために、また思わぬトラブル防止のため、必ず事前にご相談ください）  
なお、計画段階からケアマネージャーと工事内容について打ち合わせをして、ケアプランに位置付けてもらってください。

申請書類の  
提出

工事開始10日前には必要申請書類一式（**6**を参照）を提出していただきます。



なお、補助金の額については、介護保険から満額の対象経費を受けるものとして、一律20万円の対象経費を差し引いた額で補助金を計算し交付決定します。

補助の通知

申請後1週間から10日程度で補助の通知が申請者宛に届きます。工事予定に従い着工してください。

なお、この通知と一緒に着工後の提出書類の案内（以下「案内」）が同封されておりますので、それに従い次の書類を提出していただきます。



- ①実績報告書
- ②工事請負契約書の写し
- ③請求書兼振込依頼書
- ④領収書の写し
- ⑤工事状況写真（工事中・完了後のもの）

工事の施工

見積書・設計どおりの工事を行っていただきます。もし、やむを得ず、工事内容に変更が生じる場合は事前にご連絡をお願いいたします。（変更内容によって補助金額が変わる場合があります。）



また、工期が長引いた場合であっても、必ず年度内（3月末日迄）に工事を終了してください。

工事の終了

工事が完了しましたら、施工業者へ工事代金を支払い、領収書をお願いします。

実績報告

「案内」に従い、すみやかに必要書類一式を提出してください。同時にケアマネージャーに、介護保険による住宅改修の



申請をしてもらってください。

介護保険の  
支給額決定



介護保険による住宅改修の保険給付額が決定しましたら、当方で確認します。満額の給付であれば当初の交付決定はそのままですが、満額にならなかった場合は補助金額について足りない分を増額する必要があります。その場合は、補助金額の変更交付申請書を提出していただきます。後日変更後の補助金額については通知します。

完了調査



補助金の  
交付

申請どおりの工事が行われているか審査し、問題がなければ補助金額を確定します。補助金額の確定通知を申請者宛に送付します。その際振込予定日もお知らせいたします。

申請者の指定口座に補助金が振り込まれます。

- 9 申請後、工事内容・見積金額に変更があった場合、変更交付申請書を提出いただく必要があります。担当課までご相談ください。

10 申請書提出先（お住まいの地域の担当課へ申請を提出してください）

担当課	連絡先
富山市役所 長寿福祉課	443-2062
大沢野 行政サービスセンター 地域福祉課	467-5811
大山 行政サービスセンター 地域福祉課	483-1214
八尾 行政サービスセンター 地域福祉課	455-2461
婦中 行政サービスセンター 地域福祉課	465-2114
山田 中核型地区センター	457-2111
細入 中核型地区センター	485-2111

※長寿福祉課以外の担当課は、申請書の受付や事業に関する問い合わせのみ行います。

# 記載例

様式第1号（第6条関係）

平成28年度富山市ねたきり防止等住宅整備費補助金交付申請書

平成28年4月1日

富山市長 様

平成28年度において、ねたきり防止等住宅整備事業を実施したいので、富山市ねたきり防止等住宅整備費補助金を交付されるよう富山市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

申請者	ふりかな	たてやま いちろう			生年月日				
	氏名	*補助を希望する方の氏名 立山 一郎 (立山)			明.大.昭 11年 8月 10日 (79歳)				
	現住所	〒930-0061 富山市一番町10番10号			電話番号		443-2062		
税同 居家 族の 状 況 兼 調 査 へ の 同 意 書	私の今年度又は前年度の住民税課税状況についての調査に同意します。								
	氏名	年齢	続柄	印	氏名	年齢	続柄	印	
	申請者 立山 一郎	79	本人	(立山)					
	立山 和子	71	妻	(立山)					
(注) 年の途中で他市町村から転入された方など本市内部で調査ができない方は、元の住所地の役場から住民税の非課税証明書を取り寄せてください。 (この場合は、押印の必要がありません)									
工事の 施 工	施工業者	業者名 富山高齢者住宅建設㈱ 住所 富山市新桜町7番38号 電話番号 431-6111 担当者氏名 良家 建洋							
	工期(予定)	(着工) 26年5月20日～(完成) 26年6月15日							
	家屋所有者	立山 一郎			申請者との続柄		本人		
	工事見積額 (消費税込み)	840,000円(内自己資金 円))							



	工事場所	工事内容	予想される効果
改善工事概要	トイレ	和式便器を洋式に取り替える。	高齢のため足腰が弱り、用便に
		手すりを取り付ける。	介助が必要な状態であるが、一
		廊下とトイレの間の敷居を撤去	人で用便が可能となる。
		し、段差を解消する。	介護者の負担が軽減される。
過去の補助実績 (該当に○)	申請者は、本工事以前にこの制度による補助を受けたことが、 1 ある (2) ない		
要介護認定について	認定の有無 (該当に○)	<input checked="" type="radio"/> 1 無 <input type="radio"/> 2 事業対象者 <input type="radio"/> 3 有 ( 要支援 1 2 要介護 1 2 3 4 5 ) <input type="radio"/> 4 申請中 (申請日 平成 年 月 日)	
	認定の有無欄 の3及び4に ○をつけた方 は右の欄への 記載が必要で す(該当に○)	地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所名及び電話番号  すこやか居宅介護支援事業所 電話 443-2061  担当ケアマネジャー氏名 _____ * 担当ケアマネジャーに、この欄を記入 _____ 長寿 喜子 印寿 <input checked="" type="radio"/> 1 この工事を住宅改修としてケアプランに位置付けています。 <input type="radio"/> 2 この住宅改築工事をケアプランに位置付ける予定です。	
身体障害者 手帳関係 (該当に○)	手帳の交付を 1 受けている (2) 受けていない		
	本工事以前に、「富山市ねたきり防止等住宅整備費補助金交付要綱」第3条第2項の規定による給付を受けたことが、 1 ある 2 ない		

(添付書類)

- 1 住民税非課税証明書 (年の途中で他市町村から転入された方など本市内部で調査ができない方)
- 2 改築場所の状況のわかる図面及び住宅の間取図
- 3 改築工事の設計図
- 4 見積書
- 5 着工前の写真

・申請書持参者

- ・本人 ・家族 ( ) ・ケアマネジャー ( )
- ・業者 ( ) ・その他 ( )

# 記載例

## ※借家の場合のみ

平成28年4月1日

### 住宅改修工事承諾書

(賃貸人)

住 所 富山市新桜町11番11号

氏 名 富山 明 様

申請書に押したハンコと同じものを押す

(賃借人)

申請者の住所・氏名 → 住 所 富山市一番町10番10号

氏 名 立山 一郎

立山

私が賃借している下記(1)の住宅の改修を別紙「富山市ねたきり防止等住宅整備費補助金交付申請書」のとおり行いたいので、承諾願います。

#### 記

(1) 住 宅	名 称	一番町アパート
	所 在 地	富山市一番町10番10号
	住戸番号	201号室
(2) 住宅改修の概要	高齢で足腰が弱り和式便器では立ち上がりが困難なため、便器を洋式に変更したい。工事に際して壁や床を一部取り壊し・撤去の上、新しくつけなおし、仕上げは壁をクロスに、床はフローリングとしたい。	

\* 添付書類 ・ 補助金交付申請書の写し ・ 改修箇所のわかる図面

#### 承 諾 書

当該住宅改修工事について、承諾します。

(なお、

)

平成28年4月1日

(賃貸人)

住 所 富山市新桜町11番11号

氏 名 富山 明

富山

#### 注

- 1 賃借人は、本承諾書の点線から上の部分を記載し、賃貸人に2通提出してください。賃貸人は、承諾する場合には本承諾書の点線から下の部分を記載し、1通を賃借人に返却し1通を保管してください。
- 2 承諾に当たっての確認事項等があれば、「なお」の後に記載してください。